

奈良県告示第二百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十八年一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の 名称又は氏名	指定介護機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
自分薬局小泉	大和郡山市小泉 町東一―七―四 グラウンドウ ル郷一階	ショーワ薬局小 泉駅前店	自分薬局小泉	平成二十七 年十二月一 日